空き家を解体したい

小坂町一般空き家解体事業

町では、良好な景観と安心な住環境維持を図るため空き家の解体及び撤去にかかる費用の一部を補助します。

なお、申請は解体工事着工前に必要となります。必ずご相談ください。

■補助金額：対象経費の５分の１以内、上限１５万円（１千円未満の端数切捨て）

補助金の交付対象となる経費は、秋田県内の解体撤去業者等による一般空き家の解体及び撤去等に要した工事費（消費税及び地方消費税を含んだ額が５０万円以上）

■補助対象となる建築物（全ての事項に該当すること）

①個人が所有するもの

②小坂町危険空き家解体事業等補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと

③小坂町木造住宅耐震改修補助事業実施要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと

④公共事業の補償の対象となっていないこと

⑤昭和５６年５月３１日以前に建築された建築物であること

⑥居住その他に供しない建物（住宅･倉庫･事務所等）で１年以上居住その他の使用実績がないこと

■申請書とともに提出いただくもの（①～④は必須、⑤～⑥は該当する場合）

①対象空き家の位置図　②現況写真　③対象空き家の解体及び撤去等にかかる経費の見積もり

④固定資産税課税台帳記載事項の証明書又は建築年月日及び所有者が確認できる書類

⑤対象空き家の所有者以外の者が申請する場合は、当該所有者の委任状及び当該所有者との関係性が分かる書類

⑥対象空き家の所有者と土地の所有者が異なる場合は、当該土地の所有者の解体等に係る同意書

※条例による助言もしくは指導、又は勧告若しくは命令を受けている空き家や、町が所定の方法により危険度を判定した結果、一程程度の危険性が認められる空き家を対象とした「危険空き家解体事業」についてはお問い合わせください。

申請書のダウンロードは、下記を検索またはQRコードの読み取りをお願い致します。
(申請者は小坂町役場でもお渡しできます。
申請の際に必要な添付書類についても 合わせてご確認ください)

小坂町一般空き家解体　**検索**

小坂町 総務課 企画財政班
TEL：0186-29-3907/E-mail：kikaku@town.kosaka.akita.jp

小坂町一般空き家解体事業のご案内